



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1251	生活保護法による施術機関の指定	(福祉保健総務課).....	1
1252	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
1253	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(").....	2
1254	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	2
1255	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	2
1256	保安林の指定の解除予定	(").....	2
1257	〃	(").....	3
1258	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
1259	道路の供用開始	(").....	3
1260	道路の区域変更	(").....	4
1261	道路の供用開始	(").....	4
1262	道路の区域変更	(").....	4
1263	道路の供用開始	(").....	5
1264	道路の区域変更	(").....	5
1265	道路の供用開始	(").....	5
1266	道路の区域変更	(").....	6
1267	道路の供用開始	(").....	6
1268	道路の区域変更	(").....	6

○ 選挙管理委員会告示

*117 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部
改正 7

○ 収用委員会告示

7 土地収用法による裁決手続開始の決定 7

告 示

和歌山県告示第1251号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新あ 17-23	森本克	丹鶴鍼灸整骨院	新宮市新宮7684-48	平成 23. 10. 4

和歌山県告示第1252号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3021700541	秋葉台サンホーム	紀の川市粉河4801-147	共同生活介護・共同生活援助	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168	平成23.11.1	平成29.10.31

和歌山県告示第1253号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
ジップドラッグ長山薬局	紀の川市貴志川町長山245-1	清瀬裕之	平成23.12.1

和歌山県告示第1254号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第738号	乾燥菌体肥料	7.0乾燥菌体肥料	窒素全量7.0 りん酸全量3.5	公定規格のとおり	株式会社駿河屋 和歌山県和歌山市駿河町12番地	平成26.11.26

和歌山県告示第1255号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除に係る保安林の所在場所 日高郡美浜町大字田井字切戸522の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1256号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市元町字瀬ノ谷897の1・908（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1257号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市新庄町字長井谷1057の5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第1258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市別院字藤井11番3地先から同市下津野字西浦42番1地先まで	旧	6.87 } 14.15	351.16	
同上	新	9.36 } 22.85	357.58	

和歌山県告示第1259号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市別院字藤井11番3地先から同市下津野字西浦42番1地先まで

供用開始の期日 平成23年12月6日

和歌山県告示第1260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市稲成町字勘代1806番1地先から同市稲成町字勘代1857番1地先まで	旧	5.50 ） 19.20	300.50	
同上	新	7.20 ） 26.60	300.50	

和歌山県告示第1261号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 秋津川田辺線

供用開始の区間 田辺市稲成町字勘代1806番1地先から同市稲成町字勘代1857番1地先まで

供用開始の期日 平成23年12月6日

和歌山県告示第1262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市稲成町字細尾芝1866番1地先から同市稲成町字細尾芝1870番1地先まで	旧	6.10 } 19.10	103.20	
同上	新	6.10 } 19.10	103.20	

和歌山県告示第1263号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋津川田辺線

供用開始の区間 田辺市稲成町字細尾芝1866番1地先から同市稲成町字細尾芝1870番1地先まで

供用開始の期日 平成23年12月6日

和歌山県告示第1264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 静川請川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市本宮町静川字寺垣内722番1地先から同市本宮町静川字寺垣内720番2地先まで	旧	3.90 } 9.70	86.60	
同上	新	6.70 } 10.50	86.60	

和歌山県告示第1265号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 静川請川線

供用開始の区間 田辺市本宮町静川字寺垣内722番1地先から同市本宮町静川字寺垣内720番2地先まで

供用開始の期日 平成23年12月6日

和歌山県告示第1266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 長野上秋津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市上三栖字峯441番地先から同市上三栖字峯427番4地先まで	旧	5.00 } 13.60	252.00	
同上	新	6.50 } 13.60	252.00	

和歌山県告示第1267号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 長野上秋津線

供用開始の区間 田辺市上三栖字峯441番地先から同市上三栖字峯427番4地先まで

供用開始の期日 平成23年12月6日

和歌山県告示第1268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美里龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町樋下字垣内107番3地先から同町樋下字垣内110番1地先まで	旧	6.51) 10.24	42.68	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第117号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年12月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

表中 「和歌山市北出島一丁目5番47号」を「和歌山県勤労福祉会館」

「和歌山市北出島一丁目5番47号」を「和歌山県勤労福祉会館」

「和歌山市直川326番地の7」を「和歌山市北コミュニティセンター」

に改める。

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成23年11月24日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成23年12月6日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北東道路」・和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字北丹生脇地内から同町大字丁ノ町字西宝形地内、同町大字大谷字東新田臺地内から同町大字笠田東字池尻地内、同町大字萩原字西尾地内から紀の川市粉河字別所谷地内及び同市藤井字川端地内から同市神領字大工地内）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地	土地所有者	土地に関して権利を有する
---------------	-------	--------------

所在地番		地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	関係人		
		登記簿	現況	登記簿	実測					氏名	住所	権利の種類
和歌山県 紀の川市 神領字東山	399番1	山林	山林	165	165.48	165.48 (付記1)	—	登記名義人 野口宇兵衛 持分1/13		—	—	—
								上記法定相続人 ATSUYO NOGUCHI WATANABE (渡邊淳代) 持分1/91	RUA FAGUNDES 60 AP 22 LIBERDADE SA O PAULO EST SAO PAULO BR ASIL			
								CHIZUKO NOGUCHI KAKIHARA (栉原千鶴子) 持分1/91	CAIXA POSTAL , 65 CACB AV PLACIDO B ATISTA DE SILVEIRA, 355 CAPAO BONITO -SP BRASIL			
								TAZUCO NOGUCHI SUMIZONO (野口多鶴子) 持分1/91	SHIN QL 15 C ONJ 03 CASA 04 LAGO NORTE, BRASILIA-DF BRASIL			
								MASSACO NOGUCHI (高田真佐子) 持分1/91	R. BARAO DA P ASSAGEM, 1029 BAIRRO: BELA ALIANCA CIDADE: S. PAU LO-SP BRASIL			
								MISSAKO NOGUCHI (野口美佐子) 持分1/91	AV, DOS RADIA LISTA, 77 PARQUE SAO D OMINGOS SAO PAULO CA PITAL E. S. PAULO BR ASIL			
								YASUO NOGUCHI (野口靖夫) 持分1/91	RUA PASCOAL SIMONE 755 COQUEIROS-FL ORIANOPOLIS SANTA CATARI NA BRASIL			
								MARIA YOOKO NOGUSHI 持分1/91	AV, DOS RADIA LISTAS, 77 PARQUE SAO D OMINGOS			

									SAO PAULO CA PITAL S. PAUL O BRASIL			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--